

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料

2025年 3 月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為(媒介)のみを行う仲介業(登録制)を創設する。
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - ・ 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

(参考)2024年12月、金融安定理事会(FSB)が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して総合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

現状

- 2022年11月、グローバルに暗号資産ビジネスを行っていた海外法人FTX Trading Limited（本社：バハマ）が破綻。
- 日本においては、子会社であるFTX Japan株式会社が暗号資産の現物及びデリバティブを取り扱っていたところ、関東財務局は、FTX Trading Limited の破綻を受けて、FTX Japan（暗号資産交換業者及び金融商品取引業者）に対して金融商品取引法に基づく資産の国内保有命令を含む行政処分を実施。これにより、同社の資産の国外流出を防止できた。
- FTX Japanのように暗号資産デリバティブを取り扱う事業者については金融商品取引法に基づく国内保有命令の発出が可能。一方、暗号資産の現物のみを取り扱う事業者が破綻した場合、資金決済法においては、資産の国内保有命令の規定が存在しないため、資産の国外流出を防止できない。

法改正後

- 暗号資産デリバティブを取り扱わず、暗号資産の現物のみを取り扱う事業者の資産が国外に流出するおそれがある場合に資産の国内保有命令を発出できる規定を、資金決済法にも導入。これにより、資産の国外流出を防止することが可能に。【改正資金決済法第63条の16の2】

（注）電子決済手段等取引業者（ステーブルコイン（電子決済手段）を取り扱う業者）についても同様の規定を導入。【改正資金決済法第62条の21の2】

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

現状

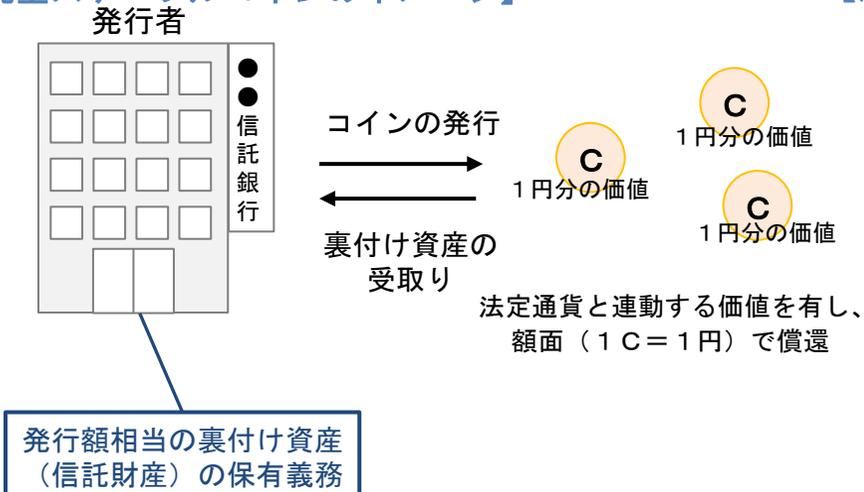
- 現行法においては、信託型ステーブルコインの発行者は、発行額に相当する裏付け資産の全額を要求払預貯金で保有する必要。
- 一方、海外では、ステーブルコインの裏付け資産として、短期国債等も認められている。

(注1) 日本においては、他の主要国に先行して2022年にステーブルコインに係る規制を導入（2022年6月公布）。

法改正後

- 発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形（注2）で、①満期・残存期間3か月以内の日米国債や、②中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認める。【改正資金決済法第2条第9項】
 (注2) 具体的には、内閣府令において、①については、裏付け資産が減少した場合に委託者（電子決済手段等取引業者等）が追加拠出する義務を課すこと、②については、例えば、中途解約の場合も解約手数料により裏付け資産が減少しない場合に限定することを予定。
- 信託型ステーブルコインの価値の安定を確保しつつ、一定の国債・定期預金による管理・運用を認めることで、国際競争力を強化。

【信託型ステーブルコインのイメージ】



【海外の規制概要】

	預金	国債	その他債券等
米国 (NY州)	○	○ 残存期間 3か月以内	△ MMF (当局が個別に 上限割合を承認)
EU	○	○ 発行額の70%を上限 (当局により重要と判断された トークンは40%)	
英国 (規制案)	○	○ 残存期間 1年以内	×
シンガポール (規制案)	○	○ 残存期間 3か月以内	△ 信用格付が 「AA-」以上の 国際機関が 発行する債券

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

現状

- 日本で暗号資産ビジネスを行う場合には、暗号資産交換業の登録が必要。当該業においては、財務要件やマネー・ローンダリング規制が課される。
- **暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる（媒介する）行為のみを行う場合であっても、自らも暗号資産交換業者としての登録が必要となり、暗号資産の売買・交換を業とする者との同一の規制が課される。**

法改正後

- 暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について、**新たに「仲介業」を創設し、登録制とする。**【改正資金決済法第3章の4等】
 - ・ 特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う所属制を採用。【改正資金決済法第63条の22の3第1項第7号等】
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。【改正資金決済法第63条の22の12、第63条の22の15】
 - ・ 利用者資産を預からないため、財務要件は課さない。【改正資金決済法第63条の22の5、第63条の22の13】
 - ・ マネー・ローンダリング規制は、暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。
 （注）新たな仲介業は、電子決済手段（ステーブルコイン）も対象とする。
- 媒介のみを行う者に対して、**過不足のない規制を適用**することによって、事業者がサービスの提供を行いやすくなる。

【他分野における主な仲介業】

	銀行代理業	金融商品仲介業	保険募集人	金融サービス仲介業	暗号資産等仲介業
参入形式	許可	登録	登録	登録	登録
所属制	○	○	○	×	○
説明義務	○	○	○	○	○
財務要件	○	×	×	○	×

国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用

現状

- クロスボーダー収納代行について、現行制度上、資金移動業登録は必ずしも必要ではないが、**海外オンラインカジノ**や**海外出資金詐欺**等に用いられる事例が存在。

（注1）「収納代行」とは、債権者からの委託を受けて、債務者から資金の受領を行うサービス。

- **金融安定理事会（FSB）**においても、リスクに応じた規制が求められている<参考>。

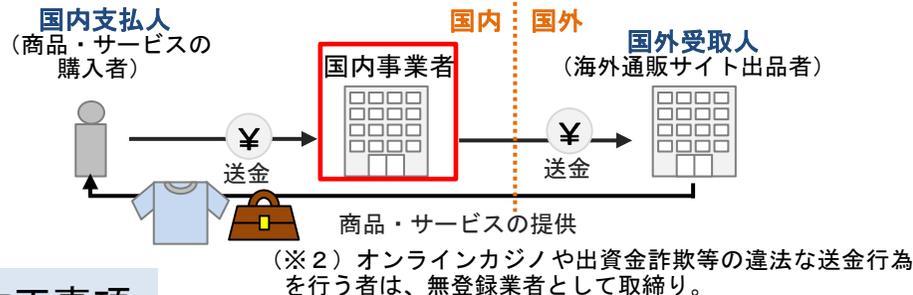
法改正後

- **オンラインカジノ**や**出資金詐欺等の違法な送金行為**を行う者については、**無登録業者**として取締り対象に。
- その他、一定のリスクがある収納代行において、**適切な利用者保護**や**マネー・ローンダリングへの対応**が可能に。

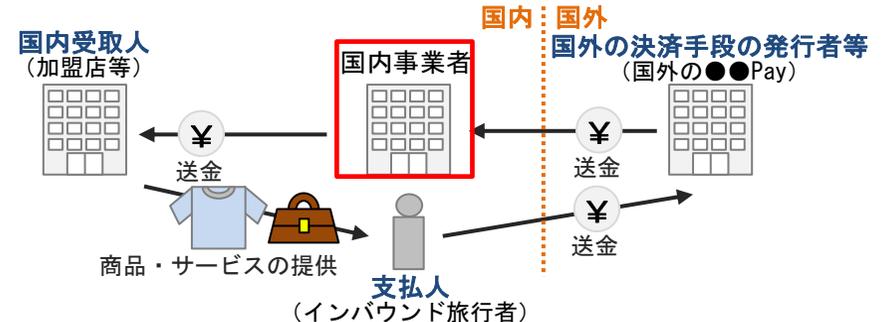
<参考> 2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。国境を跨ぐ送金について、消費者被害のリスク、オペレーションリスク、マネー・ローンダリングのリスク等を指摘し、こうしたリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

【規制対象のイメージ】（※1）赤枠が規制対象

(1) 海外への送金（海外通販サイトへの支払い等）



(2) 海外からの送金（インバウンド旅行者による支払い等）



改正事項

- 商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行について、国際的な要請も踏まえて、**利用者保護**や**マネー・ローンダリング等のリスクへの対応**の観点から、基本的には、**資金移動業の規制を適用**。【改正資金決済法第2条の2第2号】

- ただし、利用者保護等の観点からリスクが低いと考えられるものは、規制対象外。

（注2）内閣府令において、以下のいずれかに該当する場合は規制対象外とする予定。

①プラットフォーム等が取引成立に関与する場合、②エスクローサービス（顧客のために一時的に資金を預かり、顧客の商品受領後に送金するサービス）、③資本関係がある等、受取人との経済的一体性が認められる者が収納代行を行う場合、④他法令で規律されている場合

資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

現状

- 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の保全については、①供託のほか、②銀行等による保証や③信託も認められている。
- しかしながら、②③の場合であっても、破綻時には、必ず供託手続を通じて国が各利用者に返還するとされているため、最低170日必要。

(注) 資金移動業者が口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）を実施する場合、破綻時に労働者に対して6営業日以内に賃金を返還する仕組みが必要。

法改正後

- 資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還について、既存の供託を経由する返還手続（①②③）に加え、新たに、④銀行等の保証機関による直接返還及び⑤信託会社等による直接返還を追加。【改正資金決済法第45条の3～第45条の5等】
- 迅速な資金返還を実現することが可能に。

【見直しのイメージ】

